



# 福岡スペイン友好協会

Asociación de Amigos de España en Fukuoka

福岡スペイン友好協会 事務局

総合メディカル株式会社内

〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号

福岡天神センタービル13階

TEL 092-717-2071

FAX 092-713-0172

メール [info-fs@fukuoka-spain.com](mailto:info-fs@fukuoka-spain.com)

# 福岡スペイン友好協会設立趣意書

世界は日に日に近くなっています。約 450 年前、スペインの宣教師ザビエルたちはキリスト教布教のため、3 ヶ月もの月日をかけ、広い海をわたり、この九州にやってまいりました。それが今日では、わずか半日で福岡の街にもたどり着くことができるのです。

スペインは「闘牛」「フラメンコ」「太陽と情熱の国」といったイメージがすっかり定着していますが、実は世界最多の 37 ヶ所の世界遺産を保持しており、その歴史と民族文化の伝統にも世界中から注目を浴びているのです。

スペインは単一民族の国ではありません。バスク人やカタルーニャ人さらにはガリシア人等が存在し、人種的にもゲルマン系やケルト系をはじめラテン・ユダヤ・アラブ系といった多様民族国家なのです。その結果、古来より他の西洋諸国にはない独自の文化をつくり上げてきました。毎年、ヨーロッパはもとより、世界各地から 4000 万人もの人たちが休息を求めてこのスペインを訪れていることは、他国の人々を受け入れる、そのコミュニケーション能力の高さと、国際レベルの交流が楽しめるからではないでしょうか。まさに、国際交流の原点ともいえる国。スペインは福岡が目指そうとしている理想の国際都市の一つとしても考えられます。

2003 年 5 月、ここ福岡に九州・山口を管轄とする在福岡スペイン国名誉領事館が開設されました。これを機会に福岡とスペインの交流を今まで以上に深めていくとともに、さらなる親善を願い、ここに「福岡スペイン友好協会」の設立を提案いたします。なにとぞ、本趣意書をご理解いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

福岡スペイン友好協会設立発起人会  
発起人一同

# 福岡スペイン友好協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は福岡スペイン友好協会 (ASOCIACION DE AMIGOS DE ESPAÑA EN FUKUOKA)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を福岡県内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本とスペイン両国との経済、文化、スポーツ等の交流を図り、相互の理解と親善の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スペイン国との経済、文化、スポーツに関する情報収集並びにその紹介のための講演会、研究会の開催
- (2) スペイン国の人々との交流促進
- (3) スペイン国との相互の理解と親善に寄与する事業
- (4) その他前項の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は法人会員および個人会員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の設立趣意に賛同し、入会を希望する者は、所定の様式を用いて本会に申し込み、会員の紹介により理事会の承認を得なければならない。

2 会員の資格は、理事会の承認および年会費の納入の確認をもって取得する。

(会員資格の喪失)

第 7 条 会員は、次の各号の一つに該当する場合、その資格を失う。

- (1) 退会の申し出をしたとき
  - (2) 死亡、または会員である法人が解散したとき
  - (3) 2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 本会の名誉、信用を著しく傷つけ、または秩序を乱したと理事会等で判断されるとき。
- 2 本会は、会員が会員資格を喪失した場合、既納の年会費を返金しない。

## 第4章 役員

### (役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

### (役員を選任)

第9条 理事及び監事は総会において選任する。

会長及び副会長は理事会において理事の中から選任する。

事務局長は会長が理事のうちから委嘱する。

### (役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

### (役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、これを主宰する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会の主要な会務を審議決定する。
- (4) 監事は会計及び会務執行の状況を監査する。
- (5) 事務局長は会長・副会長・理事会の指示に従い、会の運営に必要な事務を処理する。

## 第5章 名誉会長・名誉副会長・特別顧問・アドバイザー

第12条 本会には、名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、特別顧問、アドバイザーを置くことができ、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 第6章 総 会

第13条 総会は会員をもって構成する。

(総会の招集)

第14条 総会は毎年1回以上開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の決議事項)

第15条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定ならびに変更

(3) 事業報告及び会計報告の承認

(4) 理事及び監事の選任

(5) その他特に重要な事項

(総会の議決)

第16条 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。なお、出席できない場合は委任状により議決権の行使を委任することができる。

## 第7章 理 事 会 ・ 監 事

第17条 理事会は次により構成し、監事は次のとおりとする。

(1) 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

(2) 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第18条 理事会は会長が招集する。理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の決議事項)

第19条 次の事項は理事会の議決を経なければならない。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委託された事項

(3) 本会の活動及び会員の資格に関する案件

(4) その他本会運営上特に重要な事項

(理事会の議決)

第20条 理事会の議決は出席した会長、副会長、理事の過半数をもって決する。

可否同数のときは、議長が決する。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 2 1 条 事務局は次のとおりとする。

- (1) 本会に事務局を置く。
- (2) 事務局長は会長の承認を得て、必要に応じ職員を置くことができる。
- (3) 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 第 9 章 会 計

(収 支)

第 2 2 条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、補助金、事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第 2 3 条 会員は、次の年会費を納入する。

個人会員	年額	3,000円	
法人会員	年額(1口)	20,000円	(1口以上)

(事業年度)

第 2 4 条 本会の事業年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

- 2 本会の設立当初の会計年度の開始は、第24条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2005年6月30日までとする。

## 第 1 0 章 付 則

第 2 5 条 本会設立当初の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、2006年6月30日までとする。